西村あさひ法律事務所

消費者裁判手続特例法及び消費者契約法の改正案

企業法務ニューズレター 2022 年 3 月 9 日号

執筆者:
E-mail 森田 多恵子

1. はじめに

2022 年 3 月 1 日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「消費者裁判手続特例法」といいます)及び消費者契約法の改正法案が国会に提出されました。

本稿は、重要な改正内容を含むこれらの法案の概要を説明するものです。

2. 消費者裁判手続特例法の改正案

(1) 消費者集合訴訟の対象範囲の拡大

ア 現行法下で対象となる請求の範囲

消費者裁判手続特例法に基づく訴訟(以下「消費者集合訴訟」といいます)では、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、事業者の金銭支払義務の確認を求めて訴訟を提起(第 1 段階)し、第 1 段階で事業者が支払義務を負うことが確定した場合には、個々の消費者が手続に参加して、参加した消費者の債権額の確定(第 2 段階)が行われます。

消費者集合訴訟の対象となる消費者被害は、①消費者契約に関して、②相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、③これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、④金銭を支払う義務を負うものであり、⑤第 2 段階の手続において、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難でないもの(支配性の要件)に限られます(消費者裁判手続特例法 2 条 4 号、3 条 4 項)。

また、対象となる請求は、消費者契約に関する下記(a)～(e)のいずれかの請求に係るものに限定され、且つ、類型的に支配性の要件を欠くことや、事業者の係争利益の把握可能性等の観点から、いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益、慰謝料の請求は除外されています(消費者裁判手続特例法 3 条 1 項、2 項)。

(a) 契約上の債務の履行の請求
(b) 不当利得に係る請求
(c) 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
(d) 不法行為に基づく損害賠償の請求

イ 慰謝料の追加

消費者裁判手続特例法の改正案(以下「改正案」といいます)では、①精神的損害の算定の基礎となる主要な事実関係が共通で、且つ、②(i)財産的損害と併せて請求する場合、又は(ii)故意による場合には、精神的損害(いわゆる慰謝料)も、消費者集合訴訟の対象とされることとなりました(改正案 3 条 2 項 6 号)。

2021 年に開催された「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」では、個人情報漏洩事案による慰謝料を制度対象とすると、萎縮効果によりデータの利活用が妨げられる等の懸念から、個人情報漏洩事案を対象とすることに慎重な意見も出されましたが、改正案では、個人情報漏洩事案か否かを区別せず、慰謝料を対象とすることが提案されています。

© Nishimura & Asahi 2022

(2) 被告事業者の範囲の追加

ア　被告となる個人の追加

現行法では、消費者集合訴訟が相当多数の消費者の請求を一括して判断するものであり、応訴の負担が加重される側面があることに配慮し、被告となる「事業者」は、「法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人」とされ(消費者裁判手続特例法 2 条 2 号)、法人の代表者や従業員等の個人は、自らも事業を行っている場合でない限り被告となりません。

しかし、いわゆる悪質商法にあっては、事業者自体の財産は散逸・隠匿される一方で、代表者や実質的支配者個人に財産が移転していることが珍しくないことから、消費者裁判手続特例法等に関する検討会「報告書」[1](以下「本報告書」といいます)では、不法行為に基づく損害賠償請求について、現行法上被告に該当する事業者が故意又は重大な過失による不法行為責任を負う場合において、当該事業者と故意又は重大な過失による共同不法行為責任を負う個人を共通義務確認訴訟の被告となる者に追加することが提案されていました[2]。

改正案では、①被用者の選任・監督について故意又は重大な過失がある場合に、(i)事業者の使用者責任(民法 715 条 1 項)や、(ii)事業監督者の責任(民法 715 条 2 項)を追及する場合、②故意又は重過失で第三者に損害を与えた被用者の不法行為責任を追及する場合には、これらの個人も被告となることが提案されています(改正案 3 条 1 項 5 号、3 項)。

イ　不当表示を行った事業者

なお、本報告書では、消費者と直接の契約関係にない事業者についても、景品表示法上の不当表示に係る不法行為に基づく損害賠償請求につき、当該事業者に対する請求が「消費者契約に関する」請求に含まれ、当該事業者が「勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者」(消費者裁判手続特例法 3 条 3 項 2 号)に該当する場合は被告となるという解釈を明確化することが提案されていました[3]。

上記の点は法改正ではなく、今後消費者庁の公表資料で解釈の明確化がはかられることが想定されます。

(3) 消費者に対する個別通知等

第 1 段階で共通義務があることが確認された場合、原告である特定適格消費者団体が個別の消費者に通知(消費者裁判手続特例法 25 条)し、また公告(26 条)することとされています。これら通知・公告費用は、裁判のための準備行為であるため、特定適格消費者団体の負担とされていました[4]。

これに対し、改正案では、事業者も、第 2 段階目の手続を申し立てた特定適格消費者団体(簡易確定手続申立団体)の求めに応じて、知れている対象消費者等に対し、被害回復裁判手続の事案の内容、対象債権、対象消費者の範囲等を通知した上で(相手方通知。改定案 28 条 1 項)、簡易確定手続申立団体に通知した対象消費者等の氏名、住所、連絡先等を通知しなければならないとされています(同条 3 項)。さらに、簡易確定手続申立団体から①対象消費者等の数の見込み、②知れている対象消費者等の数、③相手方通知をする時期の見込み、④その他内閣府令で定める事項について照会があった場合は、照会から 1 週間以内に回答しなければならないとされています(改正案 30 条)。

(4) その他

以上のほか、第 1 段階における和解の柔軟化(改正案 11 条、消費者裁判手続特例法 10 条削除)や、特定適格消費者団体を支援する法人の認定制度の導入(改正案 98 条以下)、消滅時効の特例(改正案 68 条)など、消費者裁判手続特例法を

---

1 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/meeting_materials/review_meeting_003/assets/consumer_system_cms201_211008_01.pdf

2 本報告書 15 頁。

3 本報告書 16 頁。

4 消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法 Q&A」Q57

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf

© Nishimura & Asahi 2022

消費者団体が利用し易いものとする方向での改正が提案されています。

たとえば、和解については、共通義務の存否(共通義務の全部又は一部が存在すること又は存在しないこと)についての和解(消費者裁判手続特例法 10 条)のほか、解決金を支払う和解等[5]が可能になることになります。共通義務確認訴訟の和解において、当該訴訟の目的である共通義務について、共通義務確認の訴えを提起しない旨の定めをしたときは、当該定めは、当事者となっていない特定適格消費者団体にも効力を有するとされています(改正案 11 条 3 項)[6]。

3. 消費者契約法の改正案

消費者と事業者との間の契約に適用される消費者契約法についても、重要な改正が提案されています。

消費者契約法は、事業者の一定の行為により消費者が誤認し又は困惑した場合等における消費者の取消権を定め、また、情報・交渉力において劣位にある消費者の正当な利益が不当な内容の契約条項により侵害されないよう、消費者に不利な一定の条項を無効としています。この取消権及び不当条項は、平成 28 年及び平成 30 年の改正でそれぞれ対象が拡大されましたが、今回更にその範囲を広げる改正が提案されています。

(1) 取消権の追加

消費者契約法の改正案(以下「消契法改正案」といいます)では、事業者が、①勧誘目的を告げずに退去困難な場所へ同行して勧誘、②威迫する言動を交え、消費者が相談のための連絡をすることを妨害し勧誘、又は③契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にすることで、消費者が困惑し、それによって消費者契約の申込又は承諾の意思表示をしたときも、当該意思表示を取り消すことができるとしています(消契法改正案 4 条 3 項 3 号、4 号 9 号)。

(2) 不当条項の追加

現行消費者契約法 8 条では、債務不履行又は不法行為による事業者の損害賠償責任について、事業者に故意又は重過失があるときは、一部であっても免除することが認められず、事業者に軽過失があるときは一部免除のみ認められています(全部免除は不可)。

消契法改正案では、債務不履行又は不法行為による事業者の損害賠償責任を一部免除する条項で、それが軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは無効にするとの規定の新設が提案されています(消契法改正案 8 条 3 項)。その結果、「軽過失の場合は 1 万円を上限として賠償します」との規定は有効ですが、「法令に反しない限り、1 万円を上限として賠償します」との規定は無効になります[7]。実務上このような条項が用いられている場面もあるため、注意が必要です。

(3) 事業者の努力義務の拡充

消契法改正案では、次のような事業者の努力義務の新設も提案されています。

① 消費者契約の勧誘にあたり、事業者が知り得た個々の消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮して情報提供する努力義務(消契法改正案 3 条 1 項 2 号)

② 定型約款の内容を容易に知り得る状態に置いているときを除き、消費者が定型約款の表示請求権を行うために必要な情報を提供する努力義務(消契法改正案 3 条 1 項 3 号)

---

5 本報告書 19 頁以下では、共通義務の存否について明らかにせず解決金の支払を約す和解、事業者が対象消費者全体に支払うべき金額の総額を定める和解、事業者が第三者に寄附を行うことを合意する和解、和解内容についての口外禁止や秘匿条項を定めること、二段階目の手続を利用しない和解(訴訟外で、消費者に和解に関する情報を提供し、支払対象となる消費者を確定し、支払を実施するという手順を進める)などが考えられるとされています。

6 本報告書 19 頁でも、原告であった特定適格消費者団体との和解で不起訴の合意がなされた場合には、他の特定適格消費者団体も同様に当該事業者との関係で当該共通義務に係る訴えを提起できなくなることとする規律を設けることが考えられるとされていました。

7 https://www.caa.go.jp/law/bills/assets/consumer_system_cms101_220301_01.pdf

© Nishimura & Asahi 2022

③　消費者の求めに応じて、消費者契約に定められた消費者の解除権行使に必要な情報を提供する努力義務(消契法改正案 3 条 1 項 4 号)

④　消費者に、消費者契約の解除に伴うキャンセル料や違約金を請求する場合に、消費者から説明を求められたときは、算定根拠の概要を説明する努力義務(消契法改正案 9 条 2 項)

⑤　適格消費者団体の要請に対応した以下の努力義務

(i)　不当条項の開示(消契法改正案 12 条の 3)

(ii)　「平均的な損害の額」を超えるキャンセル料や違約金の算定根拠の説明(消契法改正案 12 条の 4)

(iii)　適格消費者団体の差止請求を受けて講じた措置の開示(消契法改正案 12 条の 5)

なお、キャンセル料や違約金の算定根拠に営業秘密(不正競争防止法 2 条 6 項)が含まれる場合その他正当な理由がある場合は、上記⑤(ii)の算定根拠を説明する努力義務の例外とされています(消契法改正案 12 条の 4 第 2 項)。

4.　最後に

消費者集合訴訟の対象範囲の拡大など、今回提案された改正は事業者への影響も大きく、より一層のコンプライアンス体制の整備が必要になると考えられます。消費者との取引で用いる約款や規約などが、今回の改正案や近時の法改正で整備されたものを含め、不当条項規制に抵触するものがないか確認しておくべきといえます。

消費者保護法制との関係では、当事務所の DX Law ニューズレター2022 年 1 月 13 日号でご紹介した取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律や特定商取引に関する法律の改正など、近年重要な改正が続いています。直接消費者と取引を行う B to C ビジネスを提供する企業だけでなく、何らかの形で消費者取引に関わる企業にとって、消費者法制の動向を認識しておくことが必要になります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2022